

1 号議案

規約改正「不測の事態に対する対応」について

■規約改正の理由

2020 年 6 月に予定していた定期総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために緊急事態宣言が発令されている中で開催は難しいと判断し、5 月 26 日にホームページにて「令和 2 年度農栄会総会中止のお知らせ」と 2020 年度総会の中で 1. 事業報告、2. 会計報告及び監査報告、3. 事業計画案、4. 予算案の掲示をさせていただきました。

定期総会が中止されたことは過去にありませんでしたが、今後も定期総会を開催する際に新型コロナウイルスの様に感染症の大流行、また、大規模な震災等による不測の事態が生じた場合に対応するために規約の改正が必要となり、以下の条文を追加した。

■改正後

第 30 条(不測の事態に対する対応)

不測の事態の場合は、役員会の協議により検討した案をホームページ上で公表する。一定期間、会員から意見を求めた後に、役員会において最終判断し総会の決議に代えることができる。

第 31 条 この規約は令和 3 年 7 月 4 日より施行する。